

議案第二十号

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区长 武井雅昭

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「含む」を「含み、二十三歳に満たない者に限る」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区女性福祉資金貸付条例第四条の規定は、施行日以後の貸付けから適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

（説明）

女性福祉資金の一部の種類別の貸付けを受けることができる女性が扶養している子等の年齢要件を定めるため、本案を提出いたします。